

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

○概要

条例、規則その他の規程で「書面により行うこと」と規定されている手続等（申請等、処分通知等、縦覧等、作成等）について、当該規定を改正することなく、オンラインで行うことを可能とする「生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が令和6年4月1日から施行された。

当該条例は、細目を規則等に委任しており、教育委員会が所管する事務について、細目を定める必要が生じたことから、行政手続きのオンライン化に必要な申請方法等の取り扱いを定めるため、今回規則の制定を行うもの。

市長の権限に属する事務について、「生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」が条例と同日に施行されており、当該規則の例によることを本規則で定める。

○施行期日

公布の日

※規則が制定されたことによって、教育委員会がオンラインでの受付をする義務を負うものではなく、申請者にオンラインでの提出を可能とする権利を付与するものでもない。

個別の規定を改正することなくオンラインによる手続を可能とするものに過ぎず、実運用に当たっては、具体的な申請等の手続の仕組みが整った上で実施することとなる。